

京都市上下水道局 太秦庁舎テナント区画A入居事業者募集に関する  
質問に対する回答

※ 回答は、募集要項と一体のものとして、募集要項と同等の効力を有するものとします。

令和4年5月27日（金）

Q 1 店舗内の電気容量は増設できますでしょうか。また増設した場合の費用負担はどうなりますか。

A 1 電気容量の増設については、テナント区画外に影響を及ぼすため、個々の工事内容について事前に当局の承諾が必要となります。また、その際の費用負担については、契約事業者で負担いただくこととなります。

Q 2 隣のテナントとの境界壁は、どなたの所有でしょうか。

A 2 本市の所有となります。

Q 3 必要に応じて、共用部の工事は可能でしょうか。

A 3 原則、共用部の工事は不可です。

Q 4 前店舗の原状回復工事後の契約との事ですが、残置依頼の交渉などは可能でしょうか。

A 4 可能です。ただし、残置物の交渉結果に関し、当局は一切の責任を負いません。

Q 5 6月27日からの申込との事でしたが、3月末が決算月であり、直近の財務諸表や納税証明書などの資料は、2020年度分（2021年度分が間に合わない可能性）となりますが、申込書類として問題ないでしょうか。

A 5 問題ありません。取得可能である直近年度の資料の提出をお願いします。